

# 制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 7 月 3 日

社会福祉法人やまとみらい福祉会  
理事長 早坂 了悦

## 1. 入札に付する事項について

### (1) 工事名

社会福祉法人やまとみらい福祉会

(仮称)地域密着型特別養護老人ホーム抱優館松森新築工事（機械設備工事）

### (2) 施工場所

仙台市泉区松森字後沢 3 番 1

### (3) 工期

契約締結日の翌日から平成 30 年 1 月 31 日まで

### (4) 工事範囲

給排水衛生設備工事、空気調和設備工事

その他各設計図書に記載する物及び現場説明補足事項一式

### (5) 建設工事概要

構造 木造 2 階建て（準耐火建築物）

敷地面積 1 8 4 7 . 6 2 m<sup>2</sup>

建築面積 9 1 3 . 0 8 m<sup>2</sup>

延床面積 1 6 6 8 . 4 7 m<sup>2</sup>

### (6) 予定価格

事後公表とする。（総額判断基準価格及び失格基準価格設定あり）

### (7) 支払条件

着工時 契約金額の 5 % 着工より 1 か月以内

竣工時 竣工検査完了後、仙台市からの補助金交付後（遅くとも平成 30 年 5 月末まで）

並びに金融機関融資実行後に、契約金額の残額全額

### (8) 入札方法

制限付一般競争入札（入札参加資格事前審査型）

## 2. 入札参加資格について

入札参加資格については、以下の要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 仙台市契約規則第 4 条に規定する競争入札参加資格名簿（工事）に登録されている者であること。

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 17 条に規定する特定建設業者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、仙台市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、仙台市が定める手続きに基づく競争入札参加資格に係る再格付けを受けていること。
- (5) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日仙台市長決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (6) 建設業法第28条第3項に基づく営業停止を受けていないこと。
- (7) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者は、以下のいずれにも該当しないこと、および当該契約満了までの将来においても該当することはないと誓約し、誓約書(様式第6号)をもって誓約したものとし、入札へ参加する際提出すること。
- ① 入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という)の代表役員等(有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有しない役員のうち代表権を有すると認めるべき肩書きを付したものを含む。)をいう。以下同じ。)又は一般役員等(有資格者である法人の役員又はその営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。)が暴力団員若しくは暴力団関係者であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- ② 有資格者(使用人(有資格者の使用人で一般役員等以外のものをいう。))が、有資格者のために行った行為は、有資格者の行為とみなす。以下同じ。)、代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用して県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- ③ 有資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- ④ 有資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- ⑤ 有資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- ⑥ 前各号に掲げるものを除くほか、有資格者が暴対法第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- ⑦ 前各号に掲げるものを除くほか、有資格者が仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき
- (8) 事業所の所在地等に関する条件として、建設業法に規定する特定建設業者で、仙台市内に本店を有する者。

- (9) 最新の経営事項審査結果における給排水衛生冷暖房工事の格付評点が850点以上であること。
- (10) この工事の業種に対応する国家資格を有し、直接雇用関係のある当該業種の主任技術者又は監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

### 3. 入札参加申請手続き等

(1) 配布場所

〒981-3121 仙台市泉区上谷刈字向原3番地の30

社会福祉法人やまとみらい福祉会 特別養護老人ホーム抱優館八乙女事務所

(2) 配布日時

平成29年7月3日(月)から平成29年7月7日(金)まで

午前10:00~12:00・午後2:00~5:00まで(土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 入札担当

社会福祉法人やまとみらい福祉会 早坂 勇人

(4) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出しなければならない。

- ・ 入札参加申請書(別紙様式第2号)
- ・ 特定建設業の許可証の写し
- ・ 営業所一覧表
- ・ 仙台市の最新の競争入札参加登録を証明するものの写し
- ・ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ・ 配置予定技術者に関する調書(別紙様式第4号)
- ・ 誓約書(別紙様式第6号)
- ・ 申請者の所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒
- ・ 連絡するとき窓口となる申請者社員の名刺等

(5) 入札参加申請書の提出方法等について

・ 提出方法

直接、入札参加申請書を指定の場所に持参するか、封筒に「入札参加申請書在中」と朱書きした封筒による郵送(配達証明付郵便)での受付とする。

・ 提出期限

平成29年7月7日(金) 午後5時まで

・ 提出場所

〒981-3121 仙台市泉区上谷刈字向原3番地の30

社会福祉法人やまとみらい福祉会 特別養護老人ホーム抱優館八乙女

(6) 入札参加資格の有無については、平成29年7月13日(木)までに通知する。

(7) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合、その理由について書面で問い合わせることができる。その場合は、その旨を記載した書面を「3.の(3)」に示す入札担当者に持参又は郵送にて提出すること。

### 4. 設計図書等について

(1) 設計図書等の閲覧

期間：平成 29 年 7 月 3 日(月)から平成 29 年 7 月 7 日(金)まで

時間：午前 10:00～12:00・午後 2:00～5:00 まで

住所：〒981-3121 仙台市泉区上谷刈字向原 3 番地の 3 0

社会福祉法人やまとみらい福祉会 特別養護老人ホーム抱優館八乙女

(2) 設計図書等の複写（入札参加資格有の通知を受けた者のみ）

入札までの期間中、次の場所において設計図書等を自己の負担により複写することができる。

住所：仙台市青葉区宮町一丁目 1-31

氏名：(有)コピーセンター・タナカ

TEL：022-215-8351

(3) 設計図書等に対する質問書及び回答

① 質疑応答書の提出期間

期間：平成 29 年 7 月 18 日(火)から平成 29 年 7 月 20 日(木)まで

② 質疑応答書の提出先及び方法

設計図書等について質疑がある場合は、入札参加申請書類に添付してある質疑書（別紙様式第 5 号）に記入のうえ、期間内に指定の場所へ書面（データ）により送信する事ができる。

送付先：株式会社昴設計

mail：subaru1@fine.ocn.ne.jp

③ 質問に対する回答期日及び方法

平成 29 年 7 月 24 日(月)夕方までに質疑に対する回答は、全入札参加申請者あてにメールにて回答する。

## 5. 入札執行について

(1) 入札日時

平成 29 年 7 月 28 日(金) 午前 10 時 30 分

(2) 入札場所

〒981-3121 仙台市泉区上谷刈字向原 3 番地の 3 0

社会福祉法人やまとみらい福祉会 特別養護老人ホーム抱優館八乙女 1 階会議室

(3) 提出物

- ・ 入札書(別紙様式第 8 号)
- ・ 入札金額に対応した工事費構成費目内訳書(別紙様式第 7 号)
- ・ 設計図書等の複写した際の領収書(写)
- ・ 委任状(別紙様式第 9 号)※代理人が入札を行なう場合

(4) 入札は、2 回に限りこれを行う。

(5) 入札者またはその代理人は、開札時に立ち会うことができる。

## 6. 入札方法について

(1) 郵送、電報、FAX その他の電気通信による入札は認めない。

(2) 入札書は様式第 8 号を使用すること。

また代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別紙様式第 9 号）を提出すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7. 工事費内訳書の提示について

(1) 入札執行時に、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、A4 版とし、最低限、数量、単価、金額等を記載すること。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

## 8. 入札保証金について

免除する。

## 9. 入札者の失格等について

入札者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格となり入札又は再度入札に参加できないものとする。

(1) 入札期日において、仙台市の建設工事競争入札参加登録資格を有しなくなったとき。

(2) 入札期日において、仙台市から指名停止を受けている期間中であるとき。

(3) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。

(4) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。

(5) 入札公告に示した入札参加資格条件を満たしていない場合。

(6) 公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合する等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

(7) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

(8) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行う恐れがあるとき。

(9) 正常な入札の執行を妨げる行為をする恐れのあるとき。

## 10. 入札の無効等について

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、契約締結後に入札が無効となることが明らかになった場合は、入札担当の指示に従うものとする。

(1) 「9. 入札者の失格等について」に掲げる事項のいずれかに該当し失格となった者が入札を行ったとき。

(2) 入札者等が二以上の入札を行なったとき。

(3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意志が明らかでないとき認められるとき。

### 1 1. 落札者の決定方法について

- (1) 入札執行回数は2回とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総額判断基準価格を下回る入札において、純工事費、現場管理費、一般管理費のいずれかが失格基準価格を下回った場合は、当該入札した者を失格とし、落札候補者としないものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- (4) 入札した金額が、すべて予定価格の制限の範囲内を超過した場合、その中で最低の価格を入札した者と交渉することがある。

### 1 2. 契約保証金について

契約の保証金は免除する。

### 1 3. その他

- (1) 入札参加者は、仙台市が定める工事に関する契約の規定を遵守しなければならない。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。
- (3) 落札者は、「2. 入札参加資格について」に示した配置予定技術者について、入札参加申請書類に添付してある配置技術者届出書により、契約締結の前に提出しなければならない。なお、落札者が当該配置技術者届出書を提出しないときは、落札は効力を失う。
- (4) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が「9. 入札者の失格等についての(7)」に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。